

兵庫県保健医療計画の一部改正について

1 趣 旨

有床診療所については、これまで地域医療において重要な役割を果たしてきたが、本県の有床診療所数は、最近 20 年間に於いて約 6 割減少している。

今後、高齢化の進行に伴い医療・介護の需要の増大が見込まれる中で、在宅医療や終末期医療等において重要な役割を果たしている有床診療所の設置を促進し、地域医療の充実を図っていく必要があるため、兵庫県保健医療計画の「許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所」の記載内容について一部改正を行う。

2 該当箇所

兵庫県保健医療計画（平成 25 年 4 月） 第 1 部 総論 第 6 章 基準病床数（p24）

3 改正内容

（下線部は改正部分）

現 行	改定後
<p>< 許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所 ></p> <p>医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、<u>次の各項目のいずれかに該当し、県が別に定める基準を満たす診療所であって、</u>地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。</p> <p>なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに掲載するものとする。</p> <p><u>在宅療養患者の憎悪時等に入院を受け入れるなど在宅療養を支援する診療所</u></p> <p><u>へき地に設置される診療所</u></p> <p><u>小児科を標榜し、小児救急医療等を実施する診療所</u></p> <p><u>産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱う診療所</u></p>	<p>< 許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所 ></p> <p>医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。</p> <p>なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに掲載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

4 施行日

平成 25 年 11 月 28 日